

# 平和のためのガイドライン

## 核廃絶へ向けた社会民主党の行動計画(案)



2000年 8月  
社会民主党全国連合  
(政策審議会・野崎哲)



# 平和のためのガイドライン

## 核廃絶へ向けた社会民主党の行動計画(案)

### はじめに

私たち社会民主党は、社会党として結党されて以来、半世紀以上にわたって、平和の実現と核廃絶を最も主要な課題のひとつとして党の活動をすすめてきました。いま、21世紀を目前に控え、新しい時代を核も戦争もない平和な時代とするために、反核・平和の取り組みをいっそう強め、社会民主党として核兵器廃絶に向けて行動する決意をあらためて表明するものです。

米ソの冷戦の枠組みが崩壊した1990年代以降、これまでスローガンにすぎなかった「核兵器廃絶」の訴えは現実的な可能性をもつ目標となりました。かつて7万発以上の核弾頭を持って対峙していた米ソの核兵器は、すでに2万発を切るまでに減少しています。とくに1996年からは、国際司法裁判所（ICJ）の核兵器を国際法違反とした「勧告的意見」、CTBT（包括的核実験禁止条約）の成立をはじめ、核軍縮へ向けた画期的な動きが相次いで起こり、この勢いを加速させることで核のない21世紀への道筋が描けるかのようにも見えました。

一方でこうした希望に逆行する動きも目立ちます。1998年5月に相次いで強行されたインド・パキスタンの核実験や、既存の核保有国による度重なる未臨界(臨界前)核実験などによって、新たな核拡散の不安が世界を覆いました。NATOによるコソボ空爆をはじめ地域紛争も多発し、冷戦の終結が必ずしも平和につながる厳しい現実を突きつけたのです。

しかし、米ソが圧倒的な核軍備をもって向き合う、従来の核抑止体制が変質し、縮小しつつあることは間違いありません。東西冷戦が崩壊し、大量の核兵器を保有する意味は薄くなっています。核兵器国やその同盟国が早い時期に核依存の発想から転換することができるなら、核軍縮のスピードをいっそう早め核廃絶を実現することも十分可能なはずなのです。逆に核兵器国が旧態依然とした核兵器への依存を続けるなら、新たな核拡散を引き起こし、世界を破滅へと導くかもしれません。

いま、新たな国際秩序を求めて世界は動揺を続けています。平和への願いと、力によって問題を解決しようとする野蛮な動きが交錯し、いまだその出口は見つかっていません。しかし、こうした試行錯誤のなかにあるいまこそ、私たちの描く非核の世界へのメッセージを現実化する好機であるともいえます。核のない21世紀に向けた道筋をつかみ取ることができるのか、私たちはまさに正念場を迎えているのです。

社会民主党は、原水爆禁止運動の理論的支柱でもあった哲学者の故・森瀧市郎氏(前原水禁議長)が主張した「核と人類は共存できない」という理念を共有し、「核をもてあそぶ現代文明のあり様を真摯に見直すなかから、21世紀の人間尊重の社会を構想していきたい

と考えています。いま、核軍縮の流れと核拡散の危険が綱引きを続ける分岐点のただなかにあることを踏まえ、あらためてヒロシマ・ナガサキの体験の原点を再確認しながら、核廃絶へ向けて全力をあげて取り組んでいく決意です。

## 核と人類は共存できない 核廃絶の必要性

核兵器の登場は人類史に大きな画期をもたらしました。核兵器も他の兵器も、人を傷つけ殺傷するという意味では何ら違いはありません。しかし、核兵器登場後の時代が「核時代」と称されるように、「核」は単に強力な破壊力をもつことにとどまらず、国際社会の秩序や社会システムのあり方を規定する象徴的な意味を持つ兵器なのです。

### 核兵器の特徴

(1)核兵器とそれ以外の兵器を区別する最大の特徴は、核兵器の威力が極端に強く破壊の効率が極めて高いということです。1945年8月にたった1機のB29が投下した1発の原爆は、一瞬にして都市を焼き尽くし十数万人のいのちを奪いました。同じ45年3月の東京大空襲でも10万人近くが亡くなりましたが、このために米軍は300機を超えるB29を使い20万発の焼夷弾を投下することが必要だったことを考えれば、その威力が桁違いであることがわかります。この恐るべき破壊と殺人の効率こそが他の兵器を区別される核兵器の決定的な特徴です。すでに現在存在する核兵器は地球を何度も滅ぼすことができる「過剰殺戮(overkill)」の状態にあります。

(2)そのために、都市の攻撃に使用される核兵器は、幼児から老人まで無差別に無数の市民を殺す「無差別大量殺戮」の能力をもちます。核兵器は強力な殺傷力を瞬時に広範囲にわたって均等に刺し通すため、戦闘員と一般市民を区別することができず無差別に殺戮する兵器とならざるを得ないのです。

(3)さらに、核兵器は強力な熱線や爆風と同時に放射線を発するという大きな特徴を持っています。運良く原爆の地獄から生き延びることができても、被ばくから何年、何十年たった後にガンや白血病などの放射能障害が現われることがあるため、一生この不安から逃れることができないのです。

### 核戦争の危険

米ソが大量の核兵器を突きつけあって対峙していた冷戦期に

森瀧市郎氏は広島で被爆した後、被爆者運動・原水禁運動のリーダーとして「核絶対否定」の理念を訴え続けた。1901年広島県生まれ。1994年没。広島大学教授。原水禁国民会議議長をつとめた。

1945年8月6日午前8時15分、広島に投下された一発のウラン型原爆は一瞬にして街を焼き尽くし14万(±1万)人の命を奪った。このうち軍関係者は2万人前後であったと推定されている。9日午前11時2分には長崎にプルトニウム型原爆が投下され7万(±1万)人が犠牲となった。これには被爆が原因の疾病で翌年以降に亡くなった人は含まれない。

無差別殺戮は人道的に許されないだけでなく、明確な国際法違反である。「陸戦の法規慣例に関する条約」付属規則(ハーグ陸戦規則/1907年)や「戦時における文民の保護に関するジュネーブ条約」などジュネーブ諸条約(1949年)やその追加議定書によって、無差別破壊、不必要な苦痛を与える外敵手段、自然環境の重大な破壊などが禁止されている。

広島・長崎の原爆のエネルギーのうち爆風となって表われたのは約50%、熱線が35%、放射線が15%ほどであった。このほかに強力な電磁パルスを生ずる。

放射線の影響は永く続く。例えば眼の障害は3年後頃から現れる。白血病は5年後から15年後に最も多く現れ、15年後からはガンが増える。被爆した母親の胎内にいた子に障害を持った子どもがみられるなど、被害者の二世三世への影響も懸念されている。

当初、アメリカはソ連の核攻撃から被る被害を小さくするための「損害限定」や、核シェルターなどの「民間防衛計画」、ソ連のミサイルを迎撃する「弾道弾迎撃ミサイル（ABM）」の配備などをめざしたが、結局これらの防衛的なアプローチは放棄された。

1960年代には、ソ連の核が米に追いつきほぼ対等の力を持つなかで、「相互確証破壊（MAD）」といわれる恐怖の均衡が築かれることになった。これは相手からどのような先制攻撃を受けても、敵の第一撃を生き延びた核により、相手の都市や産業を確実に破壊できる報復能力を持てば、そもそも第一撃を発動できないという考え。互いに防御をあきらめ相手の核攻撃から脆弱な状態を前提とするため、米ソ両国は「ABM制限条約」（72年）で防衛兵器を制限した。また相手の核攻撃を生き残る第二撃力の確保が重視され、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）が大きな役割を占めることになった。後にニクソン政権下で、抑止が崩れた後もそのまま全面核戦争に突入するのではなく、第一撃が小規模であれば限定的な報復攻撃に止める選択肢を導入するなど部分的な見直しが行なわれた。

MADによる抑止体制は、相手が常に理性的に判断をし第一撃を発しないということが前提である。自国の安全保障を相手の理性にゆだねるという矛盾を抱えている。

1942年8月、原爆開発計画マンハッタン・プロジェクトが発足した。ニューメキシコ州ロスアラモス、ワシントン州ハンフォード、テネシー州オークリッジなどに原爆を製造するため大規模な施設が続々とつくられ、国内外から多数の物理学者、科学者、技術者が集められた。最大50万人を超える人的資源が投入され、当時の連邦政府の予算の1割に相当する20億ドルが使われた。

は、システムの誤動作や人為的なミスによって、引き返し不可能な核戦争に突入する危険が常に存在していました。どのような条件下でどのような兵器を使うのか冷静に軍事的な判断の下で核兵器が使われる可能性よりも、偶発的な事故によっていきなり全面核戦争に至ってしまう危険の方が大きかったとも考えられます。「核兵器」そのものの危険性だけではなく、「核抑止」の下の恐怖の均衡を基本とした「核戦略」の思想そのものが問題であるといえるでしょう。

現実の軍事戦略のなかで核兵器が使用されることは人類の破滅につながりかねない決してあってはならないことですから、決して使うことができない兵器に莫大な資金をつぎ込み、実際に行なうことのできない核戦争を繰り返しシミュレーションするという極めてナンセンス状況が続いてきたこととなります。

### 核兵器と産業システム、核管理体制、国際秩序

最初の原爆を開発した「マンハッタン・プロジェクト」は当時の一流の物理学者を総動員し、最先端の科学技術を投入した国家的プロジェクトでした。核兵器は近代の科学・技術・産業の成果と、国家が結合して初めて実現した巨大科学の産物であったといえます。その後の東西冷戦下では、核兵器開発体制の構造化がすみ産業・経済が軍事によって大規模に取り込まれていきました。

核兵器をコントロールするために必然的には軍事テクノクラートのヒエラルキーが構成され、最終的には1人の決定者に万人の生殺与奪の権限を与えることとなります。「平和利用」の場合も含めて、極めて危険性の高い高度の技術に依存する「核」の情報は、おのずから少数のが管理権を握る閉鎖的なものとならざるを得ないのです。ハイリスクでひとたび事故となれば破滅的な事態に陥る「核」の技術は、市民によるコントロールや透明な運営と相容れない側面を持っているのです。そして、そうでなければ核の事故から市民を守ることができないのです。

近代の科学・技術・産業を極限まで高めた核開発やその管理のシステムは、極めて反民主主義的な支配の体制を不可避とするのです。

核兵器を持つことは単に巨大な破壊力を持つということにとどまらず、国際社会の秩序や安全保障に対して特別の影響を持つことを意味しています。5つの核兵器国は国連安全保障理事会の常任理事国であり、現在の世界はこれらの核兵器国を軸

にまわっているのが現実です。核兵器の是非について考える際に、兵器としての破壊力の側面だけではなく、核管理システムの危険性や、私たちの社会のあり方をどうするのかといった、広い視点から考える必要があるのではないのでしょうか。

社会民主党はこうしたあらゆる側面から考えて、私たちが実現しようとする平和で民主的な21世紀の世界が、決して「核」と相容れないものだとは固く信じるものです。

## 核軍縮をめぐる状況

### 核兵器廃絶へ向けた動き

1996年7月には国際司法裁判所（ICJ）が「核兵器による威嚇とその使用が一般的には国際法に違反する」との「勧告的意見」を示し、完全な核軍備撤廃に向けた交渉をすすめる義務があると述べました。

同年8月に、オーストラリア政府が主催する「核廃絶に関するキャンベラ委員会」が「核兵器は人類すべてとその居住環境に対する容認することのできない脅威をなす」と宣言して、核保有国に対してすべての核兵器を廃絶することを直ちにかつ無条件に約束することを求めました。

同年9月には、世界の平和運動が長年にわたって求め続けてきたCTBT（包括的核実験禁止条約）が成立し、12月には世界の17カ国の元将官60人が核兵器廃絶を求める声明を出し、マレーシアなどが提案した核兵器禁止条約の早期締結を求める決議（マレーシア決議）も国連総会で採択されました。

こうした動きは、これまで核兵器に否定的だった人々だけでなく、核兵器政策を推進してきた人々のなかから生まれ、核廃絶へ向けた動きに合流してきたことによって実現したものです。私たちはこうした事実注目し、そして勇気づけられました。これら「冷戦」の終焉によって生まれた新しい条件のもとで、核兵器の廃絶を求める様々な動きが時を同じくして形を現わしてきたものといえるのではないのでしょうか。

### インド・パキスタンの核実験と新たな核拡散

1998年5月にインドとパキスタンが強行した核実験は、NPT（核不拡散条約）体制を大きな危機に陥れました。核保有国を5カ国に限定し、他の国に核保有を禁止するNPT体制はもともと大きな矛盾を含んでいます。同条約第6条で、核保有国が「核軍縮を誠意をもって交渉する義務」を負うことを約束し

1996年7月、ハーグの国際司法裁判所（ICJ）は、国連総会が提訴した「核兵器による威嚇、使用は国際法に違反するか」という問いかけに対して「核兵器の威嚇または使用は、一般的に武力紛争に適用される国際法、とりわけ人道法の原則および規則に反する」との「勧告的意見」を示した。勧告的意見を求める動きは、反核運動の動きかけではじまった。

1996年12月、リー・バトラー元米戦略空軍司令官ら世界の17カ国の元将官60人が核兵器廃絶を求める声明を出した。かつて対立していた各国の軍人が共同で核兵器廃絶を訴えたことは、冷戦終結後の特筆すべき動きとして注目された。98年2月には、カーター元米大統領など46カ国117名の世界の有力な政治家が署名した文民指導者の声明も発表された。

96年12月、国連総会でマレーシアなど45カ国提出の決議が採択された。この決議はICJの勧告的意見を踏まえて核兵器禁止条約の締結を求めるもの。日本政府は棄権した。

インドは1998年5月11日午前3時45分に西インドのラジャスタン州ポカランの砂漠地帯で3回の地下核実験を行なった。13日午後0時21分には、さらに2回の核実験を同所で行なった。実験はプルトニウム原爆の爆発実験を含むと考えられる。

パキスタンはインドの核実験に対抗して、1998年5月28日午後3時23分にバルチスタン州チャガイ丘陵で5回の地下核実験を行なった。5月30日午後1時10分には、同所で1回の核実験を行なった。

核不拡散条約（NPT）は核兵器の拡散を防ぐために、米ロ英仏中の5カ国を核兵器国として公認し、それ以外の国が核兵器を持つことを禁じている。核保有国は核保有を認められたかわり誠実な核軍縮交渉を義務づけられた。1970年発効。現在の締約国は187カ国でインド、パキスタン、イスラエルなどの核疑惑国が未締約である。

2000年4月24日から5月20日まで、ニューヨークで核不拡散条約（NPT）再検討会議が開催され、核保有国による「核兵器全廃への明確な約束」などを盛り込んだ合意文書を全会一致で採択した。95年のNPT（核兵器拡散防止条約）再検討・延長会議でNPTの無期限延長を決めるかわりに採択された「再検討過程の強化」と「原則と目的」に基づいて、5年ごとにNPT再検討会議をその3年前から毎年準備会議を開くことになっている。

新アジェンダ連合は1998年6月9日、ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、スロベニア、南アフリカ、スウェーデンの8カ国外相が「核兵器のない世界へ 新アジェンダの必要性」という18項目の共同声明を発表して発足。その後国連総会などで実現可能な核軍縮・核廃絶へ向けての提案を行なうなど積極的に活動している。核兵器国からの圧力で後にスロベニアが抜け、現在7カ国で構成。

ていることによってはじめて、世界は一定の支持を与えているのです。

しかし現状は、米ロはもとより、他の核保有国も積極的な核削減に取り組んでいるとはとてもいえません。96年のCTBT成立後も、そして98年5月の印パの核実験後でさえも、核兵器国はCTBTには反しないと強弁しながら未臨界（臨界前）核実験を繰り返しています。99年10月米上院がCTBT批准を否決し、CTBT発効の見通しもまったく立ちません。ロシアでは通常軍備の弱体化を核で補おうという動きさえ顕在化しています。核保有国が6条の核軍縮義務を果たさないならば、NPTを不平等だと考え核保有への無謀な挑戦をする国が印パ両国のみにとどまるとは限りません。核兵器国の核軍縮努力が不十分であるならNPTは空洞化し、印パに次ぐ新たな核保有国・疑惑国が次々と現われかねないのです。核兵器国は積極的な核軍縮を進める責務を果たす決意を早急に示す必要に迫られています。

#### 2000年NPT再検討会議

2000年4月～5月にかけてニューヨークで開催されたNPT再検討会議は、「核保有国の核廃絶へ向けた明確な約束」を盛り込んだ最終文書を採択しました。核保有国側の抵抗によって具体的な内容や日程には踏み込めなかったものの、はじめて核保有国に核廃絶を約束させたことは画期的なことです。

こうした成果は、「新アジェンダ連合」と呼ばれる国々を中心とした、非核兵器国の強力な取り組みの結果ともいえます。肝心な部分が核兵器国の反対で骨抜きにされてしまったことは、長期にわたって核保有の特権を維持してきた国々を核依存から脱却させることがいかに困難かを痛感させます。しかし、少しずつではあっても確実に核保有国を追いつめていることは間違いなく、核軍縮を求める圧力をさらに強めていくことが必要でしょう。NPT再検討会議で確認された、CTBTの早期発効の実現、兵器用核分裂物質生産禁止条約（カットオフ条約）の5年以内妥結、START（第3次戦略核兵器削減条約）交渉の早期妥結など、具体的な課題の着実な実行を求め続けていくことが必要です。

#### 日本政府の対応

このような状況の中で、被爆国日本に対する世界の期待は大

作戦配備されている核弾頭

きくその責任は重大です。しかし日本政府は建前としては核兵器廃絶を掲げ「究極的な核廃絶」を求めながら、常にアメリカの顔色をうかがい、自らはアメリカの核の傘の下にあり続けるなど、その姿勢は一貫しません。アメリカの未臨界(臨界前)核実験に反対すらできず、新ガイドラインによってアメリカの軍事戦略にさらに深く組み込まれていく日本の実態が、核兵器廃絶を願う人々から不信の目で見られている現実は残念です。

新アジェンダ連合が結成されたとき、日本にも参加の要請がありました。しかし日本政府は断りました。その最大の理由は新アジェンダの宣言に「核先制不使用」に関する項目があったことでした。日本政府は、核兵器が使われない限り核兵器を使わないという核先制不使用政策をアメリカがとることに一貫して反対しているのです。日本政府が米国の核先制使用戦略放棄に反対するのは、朝鮮民主主義人民共和国の生物・化学兵器の脅威に対抗するためだと考えられます。しかし被爆国として核兵器の被害の大きさを熟知している日本政府が、非核兵器に対してアメリカの核兵器による威嚇に対抗しようとするのは誤りといわざるを得ません。生物・化学兵器についてはすでに全面禁止条約が成立しており、それが誠実に実行されるような外交努力を行なうことが先ではないでしょうか。生物・化学兵器の開発能力は多くの国が持っています、その危険性を理由に核攻撃のオプションを持ち続けるとするならば、核廃絶は永久にできないことになってしまうからです。

核廃絶へのプロセス

核兵器廃絶へ向けたプロセスについて、土井たか子党首は1998年8月に発表した「核兵器廃絶に向けての提言」において次のような提起を行なっています。それは2020年を期限としてすべての核兵器をなくすために「期限付・段階的核廃絶条約」を締結することを求めるもので、具体的には以下のようなものです。

第1段階

NPT・CTBTを再構築し、そのうえでカットオフ条約を締結する。この状態を2005年までに達成する。

START・STARTの、米・口両国の核軍縮を推進し、米・口両国が2007年までに戦略核弾頭を2000発までに減らすことを、確実に実行するよう強く求める。

核兵器の種類	戦略核				戦略的防衛ミサイル	非戦略核	合計	予備貯蔵
	ICBM	SLBM	戦略爆撃機	小計				
アメリカ	2000	3450	1700	7200	0	1680	8800	2400
ロシア	354	1557	790	9900	1200	2800	9900	2000
イギリス	0	85	0	185	0	0	185	0
フランス	0	384	42	426	0	200	446	0
中国	128	112	150	290	0	120	410	0
計				14400	1200	4600	19900	4400

包括的核実験禁止条約(CTBT)は核分裂をともなう核実験すべてを禁止するもの。1996年9月に成立。条文上は未臨界(臨界前)核実験が禁止されていないなどの抜け穴もあり問題も残るものの、63年の部分的核実験禁止条約以来の念願でありCTBTの成立は反核運動にとって画期的なこと。日本をはじめ154カ国が条約に署名している。そのうち批准国は51カ国。(2000年5月現在)

アメリカとソ連・ロシアの核軍縮はSTART プロセス（戦略核兵器削減条約）によってすすめられてきた。両条約が実行されると配備戦略核弾頭の2007年までに総数は米口ともに3000～3500発程度に削減される。

イギリスのブレア政権は98年7月8日、新たな国防政策を発表。前保守党政権時代「最大300個」としていた保有核弾頭の総数上限を200個まで引き下げるなどの核軍縮措置を明らかにした。この他、原潜の潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）トライデントの搭載弾頭を1隻あたり、現行の96個から48個まで削減することを決めた。

95年1月に、ノルウェーが発射した気象観測ロケットを、ロシアが米国の核兵器ミサイルと誤認をして核のボタンを押す寸前までいく事件があった。冷戦終結後もこのよう偶発核戦争の危険性があった。

非核地帯条約は細部に若干の違いはあるが基本的には一定の地域内における核兵器の製造・取得・配置・実験・使用等を禁止し、その実効性を確保するため国際原子力機関（IAEA）の保障措置を適用するとともに、議定書によって核兵器国に非核地帯を保証する一定の法的義務を課することを内容としている。また、「南極条約」「宇宙条約」「海底核兵器禁止条約」によって、南極・宇宙空間・海底への核兵器配備は禁じられている。人間が居住する地域を対象として成立した非核地帯には以下の4つがある。

中南米核兵器禁止条約	トラテロルコ条約	67.2.14署名 96.4.22発効
南太平洋非核地帯条約	ラロトンガ条約	85.8.6署名 86.12.11発効
アフリカ非核兵器地帯条約	ペリンダバ条約	96.4.11署名 未発効
東南アジア非核兵器地帯条約	バンコク条約	95.12.15署名 97.3.27発効

## 第2段階

米・口両国の核軍縮推進にともない、英・仏・中の核軍縮もこれにともなって推進し、2015年までに各200発以内まで核弾頭を削減する。冷戦終結後の先進諸国の国防費削減を踏まえ、とくに人的、物的コストのかかる潜水艦発射弾頭ミサイル（SLBM）の削減を要求する。

核兵器国の核兵器を解体するために、莫大な費用を要することに配慮し、国連に核兵器解体基金を創設、国連加盟国がその費用を分担する。とくに、旧ソ連への核兵器廃棄支援を中国にも適用し、中国の核兵器廃棄を確実なものにする。

## 第3段階

2020年までに解体待ちを除く核兵器を廃絶し、核兵器の配備をゼロにする。

さらに、こうした核兵器廃絶条約実施のプロセスを補強するため、次のような措置を求めています。

ディアラージング（警戒態勢解除）の実施。偶発的核戦争の危険性を減らすために、核兵器の警戒態勢を解除するべきである。相互にミサイルの目標をはずし（ディターゲティング）、核兵器を配備からはずす、ミサイルの発射に対する物理的障害を加えるなど核使用への障害を高くするための措置をとる。

先制不使用条約の締結。国連及び世界の国々に対し、核兵器国が、核兵器を先制使用しない旨公約する条約を締結する。この条約では、同時に核兵器国が非核兵器国に対して、一切の核攻撃をしない旨公約すべきである。

非核兵器地帯の拡大。世界的には既に4つの地域で非核地帯条約が成立しているが、これをさらに広げ非核地帯を広げるべきである。すでに具体化しつつある中央アジア、南米に次いで、中東、北東アジアをぜひとも非核地帯としたい。

## 核廃絶へ向けた社会民主党の行動計画

上記のプログラムを現実のものとするための具体的な取り組みとして、以下の課題に取り組みます。

### NPT体制の強化と核軍縮義務の履行

1998年5月にインドとパキスタンが相次いで強行した地下核実験によって、NPT体制の危機が白日の下にさらされました。核兵器を保有できる国を米・英・仏・中・口の5カ国に限定し



て他国の核保有を禁止するかわりに、核兵器国の核軍縮を義務づけたNPTは、遅々としてすまない核軍縮の現実のなかで核を持つ国と持たない国の矛盾を増大させ続けてきたのです。

大胆な核軍縮への道筋をつけNPT体制の綻びを繕うことができなければ、NPTのさらなる空洞化を防ぐことができず、止めどない核拡散を許してしまうことでしょう。早期に核軍縮への道筋が見えてこないのであれば、第2・第3のインド・パキスタンが生まれる可能性を否定できません。

私たちは核兵器国にNPT第6条の核軍縮義務を誠実に果たすことを強く求めます。1995年のNPT再検討・延長会議で採択され、非核兵器国がNPTの無期限延長を受け入れる条件であった『核不拡散・軍縮の原則と目標』の文書に掲げられた課題 未加盟国の加盟促進、包括的核実験禁止条約(CTBT)の実現、核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ条約)の早期締結、非核地帯の設置支持などをはじめ可能な軍縮課題に直ちに着手しなければなりません。

#### 1、包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効

難産の末に1996年秋に成立したCTBTは、核保有国・核疑惑国を含む44カ国の署名・批准を発効の条件としており、その発効まではまだ相当の困難が予想されています。とくに99年11月にアメリカ上院で批准法案が否決されたことによって、他の核兵器国の批准や、いまだ未署名のインド・パキスタン・北朝鮮の参加を得ることが非常に難しい状況となっています。アメリカは世界最大の核兵器国としての責任を自覚し、CTBT批准を不毛な政争の具とすることなく、早期に批准する責任があるのではないのでしょうか。

さらに米・ロなどの核兵器国がCTBTに反しないと強弁しながら続けている未臨界(臨界前)核実験もCTBT早期発効の大きな障害となっており、即刻中止することを強く求めます。

#### 2、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ条約)の締結

核兵器用の核分裂物質の生産を禁止するための兵器用核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ条約)の締結は緊急の課題です。1995年にNPTを無期限延長の際の「原則と目標」文書の1項目としてカットオフ条約の即時交渉開始と早期締結があげられて以来、CTBTの次のステップとして大きな懸案となっています。将来の生産のみを禁止対象としてカットオフ条

CTBTの発効には研究用・発電用原子炉を持つ44カ国の批准が必要で、44カ国が拒否権を持っているともいえる厳しいものである。現発効要件の44カ国中41カ国が署名済みで、未署名国はインド、パキスタン、北朝鮮。批准まで完了しているのは29カ国で、核保有国のうち批准済みなのは、英、仏、ロ。(2000年5月現在)現状では発効の見通しはたっていない。

カットオフ条約は高濃縮ウランやプルトニウムなど軍用核物質の生産禁止を目指すもの。1995年3月のジュネーブ軍縮会議でCTBTより一步進んだ核軍縮の実現を目指して提案された。将来の生産だけでなく生産済核物質を禁止対象とするのか 核保有5大国の保有量に対する透明性の確保、査察体制のあり方、などについて核兵器国と他の国が対立し交渉開始には至っていない。軍用核物質の製造工程が米、ロなどより遅れている中国が交渉の早期開始に強硬に反対している。

軍縮会議は1978年の国連軍縮特別総会によって「唯一の多国間軍縮交渉機関」と位置づけられた機関で、その所在地からジュネーブ軍縮会議ともいう。59年に設置された10カ国軍縮委員会(東西5カ国ずつで構成)が改組を重ねたもの。

1978年国連軍縮特別総会で当時の米国務長官サイラス・パンスはNPT加盟の非核兵器国に核兵器を使わないという約束を公式に明言した。95年のNPT無期限延長のための交渉の過程で当時の米国務長官ウォレン・クリストファーは大統領のステートメントとしてこれを再確認している。これが消極的安全保障と呼ばれる。この約束が適用されない国は、核兵器国とNPTに加盟していないインド、パキスタン、イスラエル、キューバの4国だけである。

1997年9月、元米大統領特別代表（軍縮担当）であったトーマス・グレアム氏が法律家のNGO「LAWRS」会長として来日、村山富市、田英夫など社民党議員と意見交換をした。米国が先制不使用宣言をすると、米の核に依存できなくなったと感じる日独が核武装するとの懸念がワシントンにあり、それが米国の先制不使用宣言の障害となっていることを明らかにした。米国の先制不使用宣言に日本の核政策が影響している。

第1次戦略核兵器削減条約（START）は1994年12月5日に発効。米国とロシアは2001年の終わりまでに戦略核戦力を、それぞれ6000初の計量対象の弾頭、1600基の運搬手段以下まで削減する。6000発のうち4900発は弾道ミサイル用核弾頭とすることが許される。91年7月に米ソで署名され、その後はソ連解体によって、米、ロ、ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシが関係することになった。

複数個別誘導再突入弾頭（MIRV）は一つのミサイルに搭載された複数の弾頭が個別の目標に誘導されるように設計されたもの。攻撃には効率的だが、攻撃された場合に一度に多数の弾頭を失うため早期使用の誘惑にかられることが危惧され、STARTにおいてMIRV化ICBMの全廃が合意された。

約を核不拡散の道具としたい米国などと、過去の生産分や現在の備蓄物質についても対象として核軍縮に連動させたい非同盟諸国との対立には根深いものがありますが、ぜひとも早期に交渉を成立させることが必要です。2000年のNPT再検討会議の最終文書で「軍縮会議にカットオフ条約の即時交渉開始及び5年以内の妥結を含む作業計画に合意することを奨励」というあいまいな合意にとどまりましたが、早期の交渉成立も決して不可能ではないと考えられます。日本政府もカットオフ条約の成立を最優先課題としていますが、私たちもこれを支持し交渉の即時開始を強く求めます。

### 3、核兵器先制不使用宣言・条約

すべての核兵器国は直ちに先制不使用政策を一方的に採用すべきであります。とくに世界最大の核戦力と通常戦力、経済力を有するアメリカに、率先して直ちに先制不使用政策を採用することを求めます。すでに中国はこの宣言を行っており、アメリカもNPT加盟国に対する消極的安全保障非核兵器国に対し核兵器を使用しないを約束しているのですから先制不使用宣言に問題はないはずで、すべての核兵器国は、まず一方的に宣言を行なったうえで、これを条約とすることで信頼できる体制をつくる責任があります。

### 4、「核の傘」からの離脱

核兵器国の先制不使用宣言を促進するために、日本・ドイツをはじめとした非核兵器国に対しても、同盟国である核兵器国が先制不使用政策を採用しても、それによって自国の安全保障が脅かされることはないという一方的宣言を行なうことを求めます。核兵器国の同盟国は早急に核の傘から離れ、明確に核兵器に依存しない安全保障政策を採用すべきです。日本政府は核兵器以外の大量破壊兵器に対抗するためにアメリカの核兵器による抑止に依存せざるを得ないと主張していますがこれには同意できません。核への依存は核兵器の政治的価値を高め核拡散をもたらすことで、逆に安全の確保を困難とするでしょう。例え自らが核兵器を持たなくても、同盟国の核兵器の先制使用に依存することは、核兵器国と同じと見なされても仕方ありません。冷静に分析するなら、冷戦後の世界においては通常兵器による防衛が必要十分であることは明かです。

## STARTプロセスの促進と核兵器国の核軍縮

NPT再検討会議を目前に控え、ロシア議会は第2次戦略核兵器削減条約（START）を批准しました。1993年に米口間で締結されたSTARTは、米口とも議会での批准が難航しましたが、8年ごしの政争となっていたロシアで批准が実現した（アメリカは96年に批准）ことによって、ようやく発効に至りました。STARTの内容が実行されると2007年までに米口とも戦略核兵器の弾頭数は3000～3500発まで削減され、陸上配備の多弾頭（MIRV）ミサイルが廃止、潜水艦発射弾道ミサイルの弾頭数は1700～1750発に削減されます。冷戦期に米口両国が7万発もの核弾頭を互いに向けあっていたことと比較すれば、相当に減っていることは間違いありません。しかしそれぞれが広島・長崎で使われた原爆よりはるかに大きな破壊力を持つことを考えるなら、いぜん圧倒的な過剰殺りく状態であることに変わりはないのです。

### 5、STARTの早期締結

STARTの発効を受けて、第3次戦略核兵器削減条約（START）の交渉をめぐる協議が近くはじまる見通しです。1997年、クリントン大統領とエリツィン大統領はヘルシンキで首脳会談を行ない、ロシアのSTART批准後にSTARTの交渉を行なうことで合意しており、双方の核弾頭を「2000～2500（米案）」「1000～1500（口案）」とする削減目標もすでに出されています。

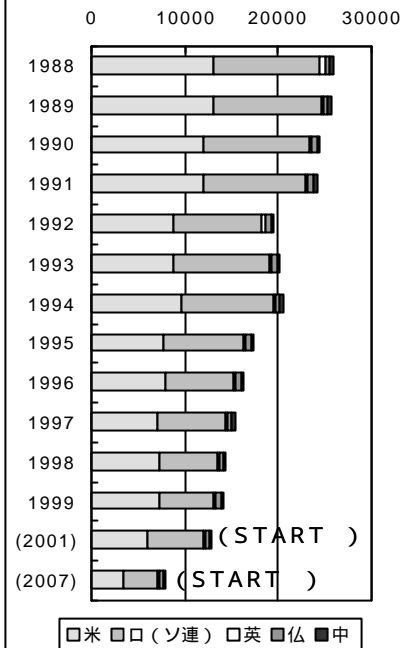
私たちはSTARTの早期合意と実施を求めると同時に、イギリス、フランス、中国を含めた新たな包括的な核軍縮交渉のテーブルを設けるよう要求しています。

### 6、米国のミサイル防衛構想（NMD・TMD）の凍結

ロシア議会のSTART批准が遅れたのは、北大西洋条約機構（NATO）の東欧への拡大政策に対する警戒心、核兵器解体やミサイルの転換等に要する費用の負担のほかに、米国のミサイル防衛構想への反発などが原因でした。今回のロシアのSTART批准にあたって、同時に「国土ミサイル防衛（NMD）開発をすすめる米国の弾道弾迎撃ミサイル（ABM）制限条約を順守しない場合、ロシアがSTARTから脱退する」という付帯決議が採択されています。

アメリカのミサイル防衛構想（国土ミサイル防衛 = NMDや地

戦略核弾頭数の推移



SIPRI年鑑より。米口については戦略核兵器（射程500km以上のもの）のみ

第2次戦略核兵器削減条約（START）は1993年1月3日調印。2003年1月1日以降、米口それぞれの大陸間戦略核戦力の弾頭数は3500発の「計量対象」の弾頭に制限される。そのうち1750発をこえないものを多弾頭個別誘導再突入（MIRV）型SLBMに配備することを許され、残りは単一弾頭の弾道ミサイルが爆撃機に搭載される。ICBMをSTARTにしたがって有効寿命以前に退役させ、条約で許された単一弾道用ICBMを製造配備することはロシアの財政事情から難しいと見られていた。また米口と対等であるためには、潜水艦やSLBMの近代化、サイロの改造、指揮統制システムの改良のための投資が必要。ロシアがSTARTを批准しやすいように、97年3月のヘルシンキの米口首脳会談で条約の実施期限を2007年に延期することが合意された。結局、STARTは、96年1月米口で、2000年4月にロシア議会で、難産の末に批准された。

1983年にレーガン大統領が発表した米国の戦略防衛構想（SDI）はとん挫したが、その後変遷を経て現在の弾道ミサイル防衛（BMD）となった。小規模な弾頭ミサイル攻撃から米本土を守る国家ミサイル防衛（NMD）と同盟国や海外駐留米軍を弾道ミサイル攻撃から守る戦域ミサイル防衛（TMD）技術として研究開発が進められている。

国際司法裁判所による核兵器使用の合法性に対する意見聴取に対して、外務省は核兵器の使用は国際実定法上は必ずしも違法とはいえないとする回答を準備した。日本は大量の余剰プルトニウムを持ち、潜在的な核保有能力を持つため、アジアの人々のなかには日本が核武装をしようとしているという疑念も持つ人も存在するという。

2000年6月に大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国の首脳会談が行なわれ、冷戦後も冷戦構造が残っていた南北朝鮮間の緊張緩和が一気にすすんだ。こうした状況を受け、北東アジアの非核地帯化実現の可能性も高まっている。社会民主党は従来からの主張を実現する好機ととらえ、党独自として南北朝鮮、モンゴルなどに対して積極的な働きかけを行なっている。

域ミサイル防衛＝TMDなどは、弾道弾迎撃ミサイル制限条約（ABM条約）に違反し、戦略バランスを崩すだけでなく、核軍拡にもつながりかねません。ロシアにSTARTの履行を迫るうえでもアメリカ政府はNMD・TMDの計画を断念するべきです。

#### 7、ディアラレーティング（警戒態勢解除）の実施

偶発的核戦争の危険性を減らすために、核兵器国は直ちにすべての核兵器の警戒態勢解除（ディアラレーティング）を行なうべきです。これは単にミサイルの目標をはずす（ディターゲティング）というだけではなく、核兵器を配備からはずす、ミサイルの発射に対する物理的障害を加えるなど容易に発射態勢に戻せない具体的な措置とすることが必要です。

#### 核を包囲する国際世論と非核地帯の拡大

米ソの冷戦の枠組みが崩壊した1990年代以降、新たな国際秩序を求めて世界は動揺を続けています。平和への願いと、力によって問題を解決しようとする野蛮な動きが交錯し、いまだその出口は見つかりません。しかし、こうした試行錯誤のなかにあるいまこそ、私たちの描く非核の世界へのメッセージを現実化する好機であるともいえます。

21世紀を目前に控えて、この重大な分岐点の前で如何にして核のない世界へつなげていくのか、私たちの取り組みが問われているのではないのでしょうか。

#### 8、ICJの勧告的意見と新アジェンダ連合

1996年7月、ハーグの国際司法裁判所（ICJ）は、「核兵器による威嚇とその使用が一般的には国際法に違反する」という「勧告的意見」を示し、核兵器国には完全な核軍備撤廃に向けて交渉をすすめる義務があると述べました。

98年6月には、ブラジル、エジプト、アイルランド、スウェーデンなど8カ国が『核のない世界に向けて 新しいアジェンダの必要』という文書を発表し、核軍縮の推進に向けて新しい歩みをスタートさせました。「新アジェンダ連合」と呼ばれるこの新しい国家連合は核軍縮のために積極的な取り組みをすすめる、核兵器国やその同盟国に対して積極的な働きかけを続けています。

東西冷戦の終結後、新しい世界秩序をめぐる動揺が続くなか

で、ICJの勧告的意見や新アジェンダ連合の活動などの新しい動きを受けて、カナダやドイツでもアメリカの「核の傘」に依存する従来の核政策を見直す動きが生じています。

#### 9、地域的安全保障システムの構築

米ソ対立を前提とした安全保障体制はすでに役割を終えました。いま世界は、多国間の信頼と協調に基づく安全保障体制の構築に向かっています。2000年6月に南北朝鮮の首脳会談が行なわれて朝鮮半島の緊張緩和が急速にすすみ、冷戦構造の残滓が根深く残っていた北東アジア地域もようやく変化の芽が現われています。

すでにアジア太平洋地域では、東南アジアのASEAN諸国を中心にASEAN地域フォーラム(ARF)が存在し、地域の安定のために大きな役割を果たしています。私たちは北東アジアにおいても、ARFの活動を参考に、多国間の信頼と協調による安全保障機構の創設すべきだと確信しています。社民党は、日本、大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国、モンゴル、中国、ロシア、アメリカ、カナダによって、政治、経済、安全保障などを協議する場として「北東アジア総合安全保障機構」の創設をめざすことを提案しています。この際、平和憲法を持つ日本は非軍事による貢献の立場を鮮明にすることが前提です。

#### 10、北東アジアの非核地帯化と非核地帯の拡大

新しい安全保障のシステムをつくりだす動きとして「非核地帯」が広がっています。従来のトラテロルコ条約(ラテン・アメリカ、67年)、ラロトンガ条約(南太平洋、85年)に加えて、最近になってASEAN非核地帯条約(東南アジア、95年)とペリンダバ条約(アフリカ、96年)が生まれ、南極条約(59年)とあわせて非核地帯はほぼ南半球全体に拡大しました。こうした地域条約で地球のすべてを覆うことができれば、核兵器を追いつめ核廃絶の流れを加速することができるでしょう。

とくに日本と朝鮮半島を含む「北東アジア非核地帯」を実現するための動きは、北東アジアの対話と信頼醸成に大きく役立ち、日米の軍事同盟関係の相対化にもつながることでしょう。このほか具体的な議論がすすんでいる中央アジアの非核地帯化等も積極的に推進し、やがて地球全土を非核地帯で覆い尽くしたいと考えています。

ASEAN地域フォーラム(ARF)はアジア太平洋地域の信頼醸成と予防外交を目的として1993年7月のASEAN外相会議で設置を決定し、94年7月に第1回会合を開いた東南アジア地域の多国間安全保障協議機関。年1回開催し、安全保障に関する情報や意見を交換している。現在、ASEAN加盟国(タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア)のほか、日、米、韓、カナダ、豪、ニュージーランド、パプアニューギニア、中国、ロシア、欧州連合(EU)など計23カ国・機構が参加する。

現在検討されている主な非核地帯構想には次のようなものがある。

南アジア非核兵器地帯構想  
インドが1974年の国連総会で南アジア地域諸国会議の招集を提唱。以後毎年非核地帯設置のための国連総会決議が採択されているが、印パの対立もあり条約化に向けた動きはすすんでいない。中央アジア非核地帯構想  
97年カザフスタンのアルマタで中央アジア非核地帯を呼びかける中央アジア5カ国共同宣言に調印。ウズベキスタン、キルギス、トルクメニスタン、タジキスタン、カザフスタンが参加。北東アジア非核地帯構想  
70年代から様々な提案がある。81年飛鳥田委員長を団長とする社民党訪朝団と北朝鮮労働党が「北東アジアにおける非核・平和地帯創設に関する共同宣言」を発表。

1997年4月、米国の法律家を中心に活動している「核政策法律家委員会」が組織した起草委員会によって、「モデル核兵器条約草案」が起草され、国連本部で発表された。全世界の法律家、科学者、活動家らの有志が起案作業に参加した。この他にも78年に日本弁護士連合会が作成した「核兵器使用禁止条約案」など様々な取り組みがある。

化学兵器は1997年4月に発効した化学兵器禁止条約によって禁止されている。この条約は2007年4月までに化学兵器を廃絶しその製造の可能性を根絶するため、生産設備の廃棄や原材料となる化学物質の取引の規制・監視などの枠組みを有する。さらにチャレンジ査察という抜き打ちの査察団が派遣できる画期的な検証措置を備えている。

生物兵器は1972年の生物兵器禁止条約によってすでに開発、生産などが全面的に禁止されている。しかし条約の遵守を確保するための検証措置が備えられていないため、検証措置を盛り込んだ議定書を作成する交渉が行なわれている。

## 11、核兵器禁止条約の実現

核兵器を禁止する条約について様々なアプローチが行なわれています。

例えば法律家によるNGOが作成した『モデル核兵器条約』では、発効から1年間の第一段階、発効から2年間の第2段階、発効から5年間の第3段階、発効から10年間の第4段階、発効から15年間の第5段階の時間的枠組みを設定し、関連する用語の定義、検証、国際期間、紛争解決などの実質規定や、発効、改正などの詳細を含む条約案が提案されています。

この他、前述したように社民党の土井たか子社民党党首も98年8月に2020年を期限としてすべての核兵器をなくす段階的な核廃絶条約を提案しています。潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)の優先的削減や核兵器解体の費用を賄うための「核兵器解体基金」の創設などの内容です。

核兵器廃絶に至る詳細な規定を含む核兵器条約の早期の採択が望ましいのは当然ですが、このことは、核兵器廃絶を念願に置きつつ可能なところから実現していく段階的なアプローチを排除するものであってはなりません。

### 被爆国日本の役割と社会民主党の取り組み

冷戦終結に伴って「世界核戦争の危機が遠のいた」とする認識が広がり、核兵器の危険性と核保有国の責務に対する国際世論の関心が薄れがちな現状があるとすれば、非常に心配です。冷戦後の世界を核のない時代とすることができるのか、核兵器とともに新しい世紀を生きていくことになるのか、いまが正念場であり、力を抜く余裕はありません。核保有国の核軍縮義務の履行を、私たちはあらためて強く要求し、その監視を強めていくことが必要です。

ヒロシマ・ナガサキの悲惨な体験を持つ日本は、核軍縮の問題に関して特別の地位を与えられており、積極的なリーダーシップを果たすことを期待されています。方法論は別としても対人地雷禁止条約を実現した「オタワ・プロセス」においてカナダ政府が果たした以上の役割を、核兵器の問題に関して日本が果たすべきであり、私たちはそれが可能だと信じています。

## 12、大量破壊兵器の拡散阻止

化学兵器、生物兵器などの非核大量破壊兵器に対して、核兵器で報復するというオプションの必要性を低めるためにも、大

量破壊兵器の拡散を阻止することが必要です。化学兵器、生物兵器、ミサイル・システム等の拡散を阻止するための、国際的 노력을強化しなくてはなりません。

### 13、日米関係、社会主義インター

圧倒的な核戦力と通常戦力を持ち冷戦後の世界に君臨しているアメリカ政府の姿勢がどのようなものとなるかは、世界的な核軍縮をすすめるうえで最も重要な要素の一つです。被爆国であり、同時に日米安保条約によって密接な関係を維持している日本こそが、積極的に働きかけて、アメリカに核軍縮を強いる役割を果たすべきではないでしょうか。

また、社会主義インターの友党が政権にあるヨーロッパの国々に対しては志を同じくする仲間として働きかけを強め、被爆の実相を伝え、核兵器廃絶の必要性を訴えてゆきます。

### 14、プルトニウム利用の停止

1995年のもんじゅ事故によって、高速増殖炉開発計画は実質的に破綻しつつあります。仮に高速増力炉が実用化したとしてもとても使い切れないであろう用途のあいまいなプルトニウムを大量にため込んでいる日本政府の核燃料サイクル計画は国際的な不信をかけています。核兵器への転用が容易で核拡散の観点からも問題の多い、プルトニウム利用政策は直ちに中止するべきだと考えます。

### 15、自治体での取り組み

「非核三原則」の堅持や核兵器廃絶の願いを掲げた宣言や議会決議をもっている自治体を非核宣言自治体と呼びます。非核宣言自治体は80年代以降着実に増加し、いまやその数は2500自治体に達しようとしています。すでに、秋田、千葉、神奈川、山梨、長野、三重、奈良、滋賀、鳥取、広島、香川、沖縄の12県では域内の全自治体が非核宣言・決議を行なっていますが、これをさらに拡げ日本全体を非核自治体で覆っていきたいと考えます。また、すでに宣言済みの自治体も宣言をしたことで終わるのではなく市民への啓発活動、被爆体験を継承するためのプログラムなど、核兵器廃絶に向かって日常的な取り組みを行なうよう求めていくことが必要です。

「非核神戸方式」による核兵器搭載艦の入港規制は地方自治体の草の根の運動によって地域から核をなくしていく取り組みと

1967年12月11日衆議院予算委員会で佐藤首相が「核は保有しない。製造しない。持ち込ませない」と述べ、「非核三原則」とよばれることになった。この政策は国是とされ、佐藤氏は「核拡散防止に貢献した」功績で74年、ノーベル平和賞を受賞した。

日本政府は、「非核三原則」を国是としてきたが、1981年5月の「ライシャワー発言」はアメリカ軍による国内への核持ち込みを示唆、「非核三原則」の実行可能性に疑問が生じ、非核三原則の空洞化が指摘されている。

日本の非核宣言自治体第一号は1958年に非核宣言を行なった愛知県半田市であった。

2000年7月現在の非核宣言自治体は31府県（岩手、宮城、秋田、山形、群馬、千葉、神奈川、富山、石川、福井、山梨、長野、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、長崎、宮崎、沖縄）、2514市区町村（604市21区、1482町、376村）。

1975年に神戸市議会は「核兵器搭載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」を行ない、入港を希望する艦船は神戸港管理者たる神戸市長に「非核証明書」の提出を義務づけることとした。これは港湾管理者の権限を行使したもので、核兵器が神戸港の港湾環境を悪化させる恐れがあるという考えによる。神戸市港湾施設条例第5条を根拠とする。83年8月、英空母インビンシブルの入港について外務省から神戸市長に照会があったが、非核照明を求めたところ軍事機密のため提出を拒み、入港は取り止めとなった。「決議」以後、米軍艦船の入港申請はない。

2000年3月末に「全国原爆被爆者数」（被爆者健康手帳を持つ被爆者）がはじめて30万人を下回った。被爆者の平均年齢は70歳を超え、毎年7000～8000人が亡くなっている。

核兵器の製造や原発を動かすために大量の核物質が使用され、現在も大量の被ばく者が生み出されている。これらの世界の核被害者をカタカナで「ヒバクシャ」と表現されることもある。ウラン採掘によるヒバク、核兵器の開発・研究過程でのヒバク、核実験によるヒバク、原発事故によるヒバクなど、世界中にヒバクシャが広がっている。カナダのロザリー・バーテル博士の試算では世界には2500万人ものヒバクシャが存在する。

して注目され、これにならう動きが続いています。一方で、新ガイドライン関連法の成立（99年5月）を先取りするかのようになり、98年にカナダの軍艦「プロテクター」が非核証明書を提出せずに神戸港の自衛隊専用埠頭に接岸するなど、非核神戸方式を骨抜きにしようという日本政府の狙いも露骨になっています。97年の高知県の港湾の非核化の試みは政府の圧力でとん挫しましたが、室蘭や苫小牧でも神戸方式をめざした運動がはじまっています。98年3月には沖縄県石垣市でも「石垣市平和港湾宣言決議」が採択されています。

## 16、ヒロシマ・ナガサキの被爆体験の伝承

国際的規模での「原爆展」の開催、世界の主要大学での「ヒロシマ・ナガサキ講座」の開催、世界の各旧レベルの教科書に「ヒロシマ・ナガサキ」の体験を取り入れることを求めるよう独自に、さらに日本政府を通じて、世界各国に働きかけていきます。被爆者の高齢化もすすみ、被爆者の生の声を伝えるとすれば、残された時間は決して多くはありません。

## むすび

ヒロシマとナガサキという核によるもっとも悲惨な被害を受けた日本の民衆には、核の恐ろしさヒバクの恐ろしさを訴え、核廃絶に向けて積極的な役割を果たすことが期待されています。私たちはいま一度、被爆の原点に立ち戻り、「ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ」の声をさらに大きくあげながら、21世紀を核兵器も戦争もない世紀とするための連帯の輪をつくりだしていかななくてはなりません。

社会民主党はこうした核兵器廃絶へ向けた運動の先頭に立ち、世界のヒバクシャや反核・非核で一致するすべての人びとの共同行動を追求し、すべての人々が共生する新しい社会を創造するために、さらに強力な運動を進めていく決意です。